

健康福祉課

福祉・高齢者グループからのお知らせ

☎74 - 3001



及び洞爺総合支所住民係のいずれかの窓口へ、誕生日以降にお越しください。

福祉バスなどの制度

この制度は、洞爺湖町に住民登録をしている70歳以上の高齢者方が、路線バスなどを無料で利用できる制度です。

同制度を利用する場合は、「高齢者福祉証」と「高齢者福祉バス等利用回数券」が必要となります。

ただし、「高齢者福祉バス等利用回数券」は7月末日までの利用となります。

路線バスなどとは

福祉バス

洞爺湖町内を走る路線バス

巡回バス

洞爺駅を起点に協会病院前、入江地区などを巡回しているバス

花和経由バス

温泉ターミナルから花和、清水を経由し協会病院まで運行するバス

高齢者福祉証について

町 対象は、70歳になられた方を対象に、交通の利便性を図るための「福祉バス事業」や町内の入浴施設の利用に際して助成を行う「入浴助成事業」などのサービスを実施しています。同サービスの利用に際しては、対

象者であることを証明するものとして、対象者の皆さんに「高齢者福祉証」を提示していただいていますので、70歳になった方は、手続きしてください。

高齢者福祉証の申請方法
誕生日の前月に八ガキにより誕生日をします。写真(縦3cm×横2.5cm)と印鑑を持参のうえ本庁健康福祉課 温泉支所

利用回数券の交付

本町・花和地区の方は、本庁健康福祉課窓口、洞爺湖温泉・

月浦地区の方は方は洞爺湖温泉支所窓口、及び洞爺地区の方は洞爺総合支所窓口まで高齢者福祉証を持参のうえ、お越しください。無料で交付しています。交付の際、主な利用目的・利用経路などについてお聞きしますのでご協力ください。

バスご利用の際には、本人確認のため必ず高齢者福祉証の提示をし、回数券を利用ください(7月未まで)。

回数券には登録番号が記入されていますので、本人以外の方のご利用はできません。



Q 70歳になったら必ず「高齢者福祉証」をもらわなければいけないの？

A 必ずではありませんが、「高齢者福祉証」がなければ「入浴助成」「福祉バス等」のサービスを利用することができません。

Q 70歳を過ぎているが、「高齢者福祉証」をもらっていない。どうすればもらえるの？

A 本庁健康福祉課・温泉支所・洞爺総合支所住民係のいずれかの窓口へ身分証明書・印鑑・写真(縦3cm×横2.5cm)をお持ちいただければ即日交付いたします。

Q 「高齢者福祉証」に記載されている住所から転居(町内)したがそのまま使用してもいいの？

A そのままではいけません。今お持ちの「高齢者福祉証」をお持ちいただければ新しい住所のものとして即日お取替えいたします。



高齢者・障害者への入浴助成券の販売と旧券との交換

高齢者の皆さんや障害者の皆さんが、利用している「高齢者入浴助成券」と「障害者入浴助成券」は、4月1日より「平成22年度用の新券に変わりました。新券の販売交換は、本庁健康福祉課、温泉支所、洞爺総合支所住民係で行っています。

「高齢者入浴助成券」は、1枚150円で、1カ月15枚、3カ月分45枚まで、まとめて購入できます。「障害者入浴助成券」は、1枚大人150円、小学生50円、幼児20円。1カ月の限度数は、高齢者の同券と同様です。

平成21年度中に購入された旧券は、現在利用できませんので、余った券は新券と交換いたします。なお旧券の換金は、原則として行っていませんのでご了承ください。